

## グループ法人税制の創設

Q . グループ法人税制が創設されたそうですが、制度の仕組みと法人に与える影響について教えてください。

A . 完全支配関係のある法人間において行われる特定の取引を、あたかもひとつの法人の内部取引であるかのように捉えて取り扱う規定と、資本金1億円以下の法人に適用されるいわゆる中小特例を、資本金5億円以上の法人の100%子会社には適用できないものとする規定が整備されました。

前者の規定の具体例として、グループ法人間における資産の譲渡取引があります。通常、法人が資産を譲渡した場合、その引渡し時に譲渡損益を認識しますが、グループ法人税制では、グループ内で資産の譲渡取引が行われた場合、グループ内の内部取引とみなし、譲渡損益を繰り延べる処理が行われます。繰り延べられた譲渡損益は、譲受法人がその資産を他の法人に譲渡した事業年度などに計上します。また、もうひとつの具体例として、寄附金の取扱いがあります。通常、寄附金は一定の限度額を超える部分が損金不算入、受贈益は全額が益金算入ですが、グループ法人税制では、グループ内の寄附金の授受を内部取引とみなし、支出側は全額損金不算入、受贈益は全額益金不算入として処理します。

後者の規定における中小特例とは、軽減税率、特定同族会社の特別税率の不適用、交際費等の損金算入の特例、貸倒引当金の法定繰入率、欠損金の繰戻しによる還付のことを指します。

グループ法人税制は、完全支配関係が成立しているグループ内の内国法人に適用され、その企業グループが連結納税制度を採用していなくとも適用されるため、適用範囲の広い税制と言えます。

グループ法人税制に関する規定には、平成22年10月1日以降の取引に適用される規定と、平成22年4月1日以降開始する事業年度から適用される規定とがあります。

グループ法人税制では他にも、完全子法人株式等からの配当金の取扱い、みなし配当事由による資産の交付取引の取扱い、残余財産が確定した法人の未処理欠損金の引継ぎの取扱い、適格現物分配の要件を満たす取引の取扱いなど、実務上重要な改正や制度創設がいくつも行われました。

平成22年7月  
税理士法人石井会計 坂野